

J R 東海労申第 5 号  
2017年6月27日

東海旅客鉄道株式会社  
代表取締役社長 柘植 康英 殿

J R 東海労働組合  
中央執行委員長 小林 光昭

### J R 東海労名古屋車両所分会の組合掲示板に関する団体交渉開催の申し入れ

会社は、J R 東海労名古屋車両所分会の組合掲示板を今月末で撤去すると一方的に通告してきた。

組合は、この間掲示板に関して組合員が存在するすべての職場に設置するよう申し入れてきている。しかし会社は掲示板の設置の基準などと、協約にもなく、しかも組合が認めもしないことを理由に掲示板の設置を拒否してきた。会社の一方的で傲慢な対応は、J R 東海労の組合活動を制限し、組織破壊を目論む不当労働行為であり、第三者機関においても争いとなっている。

現在、名古屋車両所分会の組合員は5名で、そのうち名古屋車両所に所属する組合員は2名である。組合員が存在するため当然組合掲示板も設置されている。ところが会社は、7月に組合員の1名がCMCに出向となることを契機に組合掲示板を撤去しようとしている。

この間組合は、掲示板は組合の存在や主張を示す等、組合活動になくなくてはならないものであり、その設置を認めない会社の対応は不当労働行為であると主張し議論してきた。その議論を無視し、会社の主張を一方的に押し付けることを認めるわけにはいかない。しかも現に組合員が存在し、組合掲示板が設置されているにもかかわらず、その組合掲示板を撤去するなど言語道断である。更にこの行為は基本協約第1条にある、信義誠実の原則に反する協約違反である。従って下記の通り申し入れるので、速やかに団体交渉を開催すること。

### 記

1. J R 東海労名古屋車両所分会の組合掲示板の撤去通告を撤回すること。
2. 会社の一方的な行為は、基本協約第1条にある、信義誠実の原則に反する協約違反である。関係する機関、分会に対して謝罪すること。

以上